

2. 組 織

(1) 特別職の構成	-----	11
(2) 組織図	-----	12
(3) 事務分掌	-----	13

2. 組織

(1) 特別職の構成

【議会】

企業団の議会の議員定数は12人で、その議員は、構成市町の議会議員の中から選挙された者で構成されており、議員の任期は、構成市町の議会議員の任期としています。

構成市町の定数は次のとおりです。

〈議員定数〉	太田市	3人
	館林市	2人
	みどり市	2人
	板倉町	1人
	明和町	1人
	千代田町	1人
	大泉町	1人
	邑楽町	1人

【監査委員】

企業団に監査委員3人が置かれており、企業長が企業団議会の同意を得て選任し、その任期は4年と定められています。

【公平委員会】

企業団に公平委員3人が置かれており、企業長が企業団議会の同意を得て選任し、その任期は4年と定められています。

【企業長・副企業長】

執行機関の長として企業長、そして、企業長を補佐する副企業長が3人置かれ、構成市町の長の互選により選任されます。

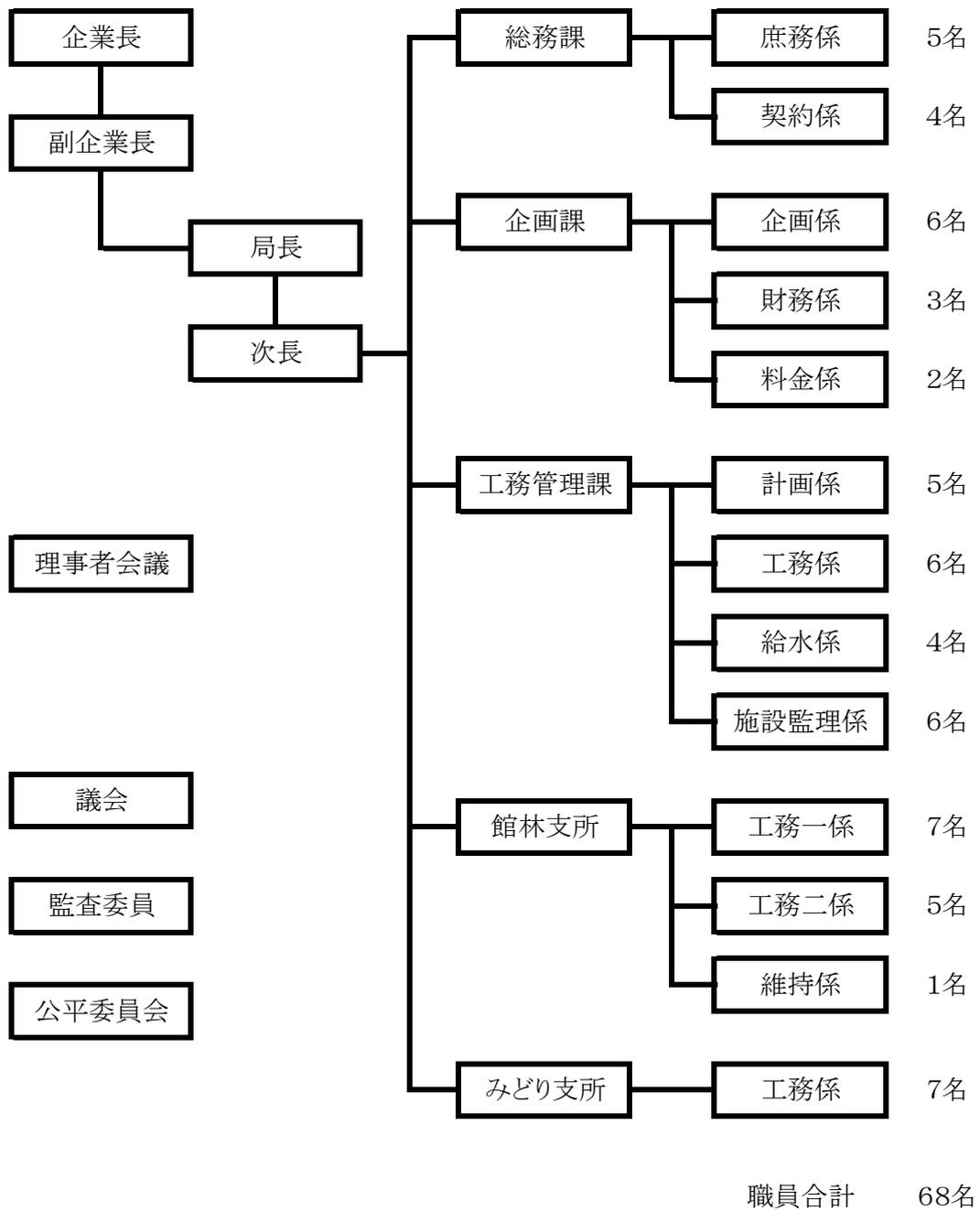
企業長及び副企業長の任期は、当該構成市町の長の任期としています。

【理事者会議】

構成市町の長により組織され、企業団と構成市町相互間の総合調整を図ることを目的としています。

(2) 組織図

(平成31年3月31日現在)



(3) 事務分掌

課名	係名	事務概要
総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則等に関すること。 ・議会に関すること。 ・監査に関すること。 ・公印に関すること。 ・告示、訓令その他重要な命令に関すること。 ・組織・機構・人事に関すること。 ・職員の人事管理・給与及び福利厚生に関すること。 ・文書事務及びファイリングに関すること。 ・財産管理に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護等に関すること。 ・水道事業の広報等に関すること。 ・日本水道協会、市町村総合事務組合等の団体事務に関すること。 ・構成団体との連絡調整に関すること。 ・労働安全衛生に関すること。 ・公平委員会に関すること。 ・危機管理に関すること。 ・他の係の所管に属さないこと。
	契約係	<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約に関すること。 ・入札指名参加資格者登録に関すること。 ・検査に関すること。 ・その他入札及び契約に関する事務
企画課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の認可及び申請に関すること。 ・水道事業の総合企画調整及び策定に関すること。 ・用水供給事業受水の計画等に関すること。 ・各種統計等に関すること(水道統計、事業年報、PI)。 ・官民連携事業に関すること。 ・情報系ネットワークシステムに関すること。 ・その他企画に関する事務
	財務係	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成・執行及び決算に関すること。 ・財政計画及び資金計画の策定に関すること。 ・出納及び会計事務に関すること。 ・取扱金融機関に関すること。 ・企業債等借入金に関すること。 ・企業会計システムに関すること。 ・たな卸に関すること。 ・その他財務に関する事務

課名	係名	事務概要
	料金係	<ul style="list-style-type: none"> ・営業上の企画及び統計等に関すること。 ・水道料金の調定・徴収・還付に関すること。 ・使用水量等の認定事務に関すること。 ・滞納整理及び給水停止処分に関すること。 ・料金管理システムに関すること。 ・下水道使用料徴収受託事務に関すること。 ・水道料金改定に関すること。 ・その他営業に関する事務
工務 管理課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ○全域に関する以下の業務 ・課内庶務に関すること。 ・交付金申請に関すること。 ・管路整備計画等の策定に関すること。 ・管路整備関連の支所間総合調整に関すること。 ・浄水施設等整備計画等の策定に関すること。 ・浄水施設等関連の総合調整に関すること。 ・設計・積算業務の総合調整に関すること。 ・地図情報システム等の整備及び保守管理に関すること。
	工務係	<ul style="list-style-type: none"> ○太田市内に関する以下の業務 ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・本所内の緊急対応に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。
	給水係	<ul style="list-style-type: none"> ○全域に関する以下の業務 ・給水装置業務関連の総合調整に関すること。 ・給水装置の構造及び材質の基準の設定に関すること。 ・給水装置に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関すること。 ・第三者委託等に伴う以下の監理業務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事申請に関する受付・審査に関すること。 ・給水装置工事の竣工検査に関すること。 ・占用(更新)事務に関すること。 ・検満メータ交換に関する業務に関すること。 ・量水器の入在庫管理に関すること。 ・貯水槽水道の管理指導に関すること。 ・消火栓の維持管理に関すること。 ・管路漏水修繕工事に関すること。 ・その他給配水施設に関する事務

課名	係名	事務概要
	施設 監理係	<p>○全域に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設等更新及び再構築整備の設計・積算・監督業務に関すること。 ・水利権申請等に関すること。 ・施設整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他浄水施設等に関すること。 ・第三者委託等に伴う以下の監理業務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設等の運転及び維持管理に関すること。 ・浄水施設等の水圧等の管理に関すること。 ・浄水施設等の修繕等に関すること。 ・水質検査計画の策定に関すること。 ・水質検査及び結果報告に関すること。 ・水質検査機器に関する維持管理・保守点検等に関すること。 ・その他水質に関すること。
館林支所	工務一係	<p>○館林市・板倉町・明和町内に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。 ・支所内の庶務に関すること。 ・給水装置関連における補完業務に関すること。
	工務二係	<p>○千代田町・大泉町・邑楽町内に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。 ・給水装置関連における補完業務に関すること。
	維持係	<ul style="list-style-type: none"> ・支所内の管路維持に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。
みどり 支所	工務係	<p>○みどり市内に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。 ・支所内の庶務に関すること。 ・給水装置関連における補完業務に関すること。